

改葬の許可手順について

墓地、埋葬等に関する法律第二条第3項

『この法律で「**改葬**」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。』

墓地、埋葬等に関する法律第五条第1項

『埋葬、火葬又は**改葬**を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む)の許可を受けなければならない。』

～ 改葬の手続き（一般的な手順）～

- 1 新しい墓地を確保する。ここで*²**受入証明書**をもらう。
- 2 現在の墓地がある役所から*¹**墓地改葬許可申請書**をもらい、記入する。
- 3 現在の墓地の管理者に承認の押印をしてもらう。
- 4 現在の墓地がある役所に記入済みの墓地改葬許可申請書及び*²**添付書類**を提出し、**改葬許可証**をもらう。
- 5 現在の墓地から遺骨を取り出し、魂抜きの方法を行う(僧侶や墓地の管理者、石材店に連絡、依頼)。
- 6 新しい墓地に納骨(改葬許可証を持参)。開眼納骨の供養を行う(僧侶や墓地の管理者、石材店に連絡、依頼)。

*¹ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第二条第1項参照

*² 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第二条第2項参照

・ 添付書類 ・

受入証明書（又は墓地使用承諾証、永代使用承諾証など）、申請者が墓地使用者以外の者の場合には**改葬に関する承諾書**

分骨の場合：火葬場又は墓地等の管理者から証明書を交付してもらい、分骨する墓地等の管理者に提出する。墓地、埋葬等に関する法律施行規則第五条参照